

財政援助団体等監査結果に関する報告

第1 監査の基準

この監査は、浜松市監査基準(令和2年浜松市監査委員告示第2号)に準拠して実施した。

第2 監査の対象

次のとおりである。

1	浜松ホトニクス株式会社(財政援助団体監査)
・ 監査対象補助金	浜松市未来を拓く農林漁業育成事業費補助金(令和3年度分)
・ 補助金の所管課	産業部 農業水産課
2	浜松市茶振興協議会(財政援助団体監査)
・ 監査対象負担金	浜松市茶振興協議会負担金(令和3年度分)
・ 負担金の所管課	産業部 農業振興課
3	職業訓練法人浜松建築職業訓練協会(財政援助団体監査)
・ 監査対象補助金	浜松市天竜材ぬくもり空間創出事業費補助金(令和3年度分)
・ 補助金の所管課	産業部 林業振興課
4	公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構(出資団体監査)
・ 市の出資比率	56.2%
・ 団体の所管課	産業部 産業振興課
5	浜松まちなかマネジメント株式会社(公の施設の指定管理者監査)
・ 公の施設	浜松市ギャラリーモール
・ 施設の所管課	産業部 産業振興課
6	遠鉄アシスト・びっぴ共同事業体(公の施設の指定管理者監査)
・ 公の施設	浜松市防災学習センター
・ 施設の所管課	危機管理監 危機管理課

第3 監査の範囲

1 財政援助団体については、令和3年度に執行された本市からの補助金及び負担金の交付に係る出納その他の事務について監査を実施した。

また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。

2 出資団体については、主に令和3年度に執行された出納その他の事務について監査を実施した。

また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。

3 公の施設の指定管理者については、令和3年度及び令和4年度に執行された管理業務全般について監査を実施した。

また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。

第4 監査の期間

令和4年11月1日から令和5年2月17日まで

第5 監査の着眼点及び実施内容

監査の対象及び範囲に示した団体の事務並びにそれに関する所管課の事務について、本市の財政的援助等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを着眼点とし、検証した。

監査手続については、監査対象部局及び団体から提出された資料及び諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係者から説明を聴取し、関係法令等に基づき適正に執行されているかについて監査を行った。

第6 監査の結果等

1 監査の結果

(1) 結果

対象事務の執行について、本市の財政的援助等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているかの観点から調査した結果、(2)に掲げるものを除き、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

(2) 指摘

一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられたので、所管課は、適切な是正措置を講じるとともに、団体に対し、適切な是正措置を講じるよう指導・助言されたい。また、団体においては、所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい。

浜松まちなかマネジメント株式会社

(公の施設：浜松市ギャラリーモール、所管課：産業部産業振興課)

浜松市ギャラリーモールの利用時間変更について(所管課及び団体に対するもの)

指定管理者は、令和3年度及び令和4年度において、浜松市ギャラリーモールの利用時間を変更した日があったが、浜松市ギャラリーモール条例第6条ただし書による市長の承認を受けていない。

2 監査の結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、意見を次のとおり提出する。

(1) 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

(所管課：産業部産業振興課)

所管課に対するもの

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構は、中小企業が行う新技術、新製品開発等に伴う資金の借入れの債務に係る債務保証事業を実施し、その経費に充てるため3億6千万円の債務保証基金を設置している。しかし、債務保証事業は、静岡県信用保証協会による保証制度の活用や、経済状況に応じて国、地方自治体等による融資制度が設けられたことを背景に、ここ10年ほど新規利用がない状況が続いている。このため、基金から生じる運用収入が使用されることなく、令和3年度末で、求償権による回収分を含め約4,300万円に積み上がっている。

産業振興課は、市が最大の出資者であることを踏まえ、同機構の資産が最も有効に活用されるよう出資金の他事業への振替や引揚げ等について他の出資者と対応策を協議するなど、必要な措置を講じられたい。

(2) 浜松まちなかマネジメント株式会社

(公の施設：浜松市ギャラリーモール、所管課：産業部産業振興課)

所管課に対するもの

産業振興課は、JR浜松駅周辺部において、にぎわい創出を目的にイベント等の開催の場とするための浜松市ギャラリーモールを設置している。利用料金については、市が主催・共催・後援する事業は全て減免対象とし、認定された障がい者団体等が利用する場合の2分の1を上回る8分の1に減額している。百貨店建物の間に位置して、多く利用されている区分1では、令和3年度に、利用日の91.9%が減免利用となっている。利用料金の減免はあくまでも例外的な措置であるところ、本施設においては原則と例外が逆転している。仮に減免後の利用料金が正規なものとなれば、減免利用者の減免申請手続は不要となる。平成23年の設置後11年が経過し利用実績が蓄積するなか、平成30年6月に財政課が定めた利用料金の受益者負担の考え方に従うとともに、できる限り多くの人利用に供することができる簡素かつ適正な利用料金体系となるよう検討されたい。

更に、百貨店本館建物の西隣に位置する区分3は、置かれた自転車によって占拠され、適正な利用や通行の障害にもなりかねない状況が常態化しており、稼働率も低い。産業振興課は、庁内の関係部局や指定管理者を含めて区分3の管理の適正化を検討するとともに、適正化が困難な場合は、区分3の一部又は全部を貸出対象から除外することについても検討するなど、必要な見直しを行われたい。

第7 監査対象の概要

監査対象の財政援助団体等の概要は次のとおりである。

1 浜松ホトニクス株式会社(財政援助団体監査)

(1) 補助金対象者

浜松市東区市野町 1126 番地の 1

浜松ホトニクス株式会社

代表取締役社長 晝馬 明

(2) 補助金の概要

補 助 金 名	浜松市未来を拓く農林漁業育成事業費補助金(令和3年度分)
補 助 金 の 目 的	浜松市未来を拓く農林漁業育成事業費補助金のうち、食と農林漁業育成事業費補助金 農林漁業と工業(2次産業)、商業や観光業等(3次産業)を組み合わせた6次産業化やブランド化をはじめとする、農林漁業の付加価値の向上や新たな価値の創出、新規販路の開拓を図る取組及びそれを支える地域の事業や活動に対して助成することにより浜松市農業振興ビジョンに規定する「もうかる農業」を実現する。
補 助 金 交 付 対 象	施設・設備機器の設置、購入、製造、修繕等の経費、原材料購入費、委託に要する経費、産業財産権の使用に要する経費等
補 助 金 額	5,665,000円
補 助 率	50%以内
所 管 課	産業部 農業水産課

2 浜松市茶振興協議会(財政援助団体監査)

(1) 負担金対象者

浜松市中区元城町 103 番地の 2

浜松市茶振興協議会

会長 鈴木 康友

(2) 負担金の概要

負 担 金 名	浜松市茶振興協議会負担金(令和3年度分)
負 担 金 の 目 的	浜松市の茶業振興を図るため、茶業関係団体が有機的に連携し、構成員相互の連絡調整を行うとともに、市の茶業政策の形成に寄与する。
負 担 金 交 付 対 象	事業費(PR・活動支援・消費拡大推進)、事務費など
負 担 金 額	2,500,000円
所 管 課	産業部 農業振興課

3 職業訓練法人浜松建築職業訓練協会(財政援助団体監査)

(1) 補助金対象者

浜松市中区元目町 110 番地の 1
 職業訓練法人浜松建築職業訓練協会
 会長 鈴木 宏昭

(2) 補助金の概要

補助金名	浜松市天竜材ぬくもり空間創出事業費補助金(令和3年度分)
補助金の目的	浜松市内の非住宅建築物において天竜材(FSC認証材)を用いて木造・木質化を行う施主に対し補助金を交付することで、天竜材(FSC認証材)の利用拡大を図る。
補助金交付対象	木材費、木材加工費、木材運搬費
補助金額	2,445,000 円
補助率	50%以内
所管課	産業部 林業振興課

4 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構(出資団体監査)

(1) 出資団体

浜松市中区東伊場二丁目 7 番 1 号
 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構
 理事長 古橋 利広

(2) 団体の概要

設立	昭和 56 年 3 月 27 日
設立目的	産学官との交流及び連携のもとに各種事業を通じて地域企業の経営基盤強化を図ることにより、浜松地域はもとより静岡県の実業経済の発展に寄与する。
組織 〔令和4年3月31日現在〕	ア 役員等 26 人(理事長 1 人、副理事長 2 人、専務理事 1 人、理事 8 人、監事 2 人、評議員 12 人) イ 職員 49 人(正規 10 人、市派遣 5 人、県派遣 2 人、企業等派遣 7 人、契約 18 人、嘱託等 7 人)
主な事業	財団における 7 つの支援体系(ア～キ)により、企業ニーズや活動段階に対応した支援を実施。 ア 【知る】情報発信事業 イ 【解く】相談・コンシェルジュ事業 ウ 【興す】創業・新事業展開支援事業 エ 【活かす】知財総合支援事業 オ 【学ぶ】人材育成支援事業 カ 【創る】新事業開発支援事業 キ 【拓く】販路開拓支援事業
市との関係	出せん金 543,000,000 円(56.2%)
所管課	産業部 産業振興課

5 浜松まちなかマネジメント株式会社(公の施設の指定管理者監査)

(1) 指定管理者

浜松市中区千歳町 91 番地の 1
浜松まちなかマネジメント株式会社
代表取締役 野村 和徳

(2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松市ギャラリーモール
所在地	浜松市中区砂山町 320 番地の 1、同町 364 番地、旭町 15 番地の 1
施設の概要	敷地面積：3,432.00 m ² 貸出面積：2,746.00 m ² 主要設備：エスカレーター 2 基、イベント盤 2 基、コンセント 7 箇所、給水栓 4 基、移動式植栽 4 基 ほか
指定期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
指定管理料	26,310,000 円(令和 3 年度分) 26,310,000 円(令和 4 年度分)
利用料金制	導入済
指定管理者の主な業務	ア 管理施設の利用許可に関する業務 イ 管理施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務 ウ 施設設備等の維持管理に関する業務 エ 上記のほか、市長が必要があると認める業務
所管課	産業部 産業振興課

6 遠鉄アシスト・ぴっぴ共同事業体(公の施設の指定管理者監査)

(1) 指定管理者

浜松市東区丸塚町 541 番地の 20
 遠鉄アシスト・ぴっぴ共同事業体
 代表者 遠鉄アシスト株式会社
 代表取締役 矢田 央生

(2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松市防災学習センター
所在地	浜松市中区山下町 192 番地
施設の概要	鉄筋コンクリート造 3 階建 敷地面積：12,342.90 m ² 管理面積：4,264.74 m ² 延床面積：1,932.57 m ² 1 階 事務室、ENTホール、展示ホール、展示室、授乳室、更衣室 2 階 バルコニー、コミュニティルーム、コミュニティスペース、 展示室 3 階 講座室、小講座室、多目的ホール 北棟 備蓄倉庫(1～3 階) 駐車場
指定期間	平成 30 年 12 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
指定管理料	43,796,296 円(令和 3 年度分) 43,500,000 円(令和 4 年度分)
利用料金制	導入済
指定管理者の主な業務	ア 防災に関する資料を備え、及び展示すること。 イ 防災に関する講座、講演会等を開催すること。 ウ 防災に関する資料を作成し、及び頒布すること。 エ 防災に関する活動の推進を図るために施設を提供すること。 オ 防災教育に関する学校その他の機関との連絡調整を行うこと。 カ 管理施設の利用許可に関する業務 キ 管理施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務 ク 管理施設等の維持管理に関する業務 ケ 上記のほか、市長が必要があると認める業務
所管課	危機管理監 危機管理課